

とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい い しゃかい め ぎ もと きほん
当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本
 けいかく ひょうかおよ ちゅうかんみなお む
計画の評価及び中間見直しに向けたスケジュールについて

1 **計画の評価について**

べつてんひょうかひょうさんしょう
 別添評価表参照

2 **中間見直しについて**

(1) **中間見直しのルール**

けいかくきかん れいわ ねんど ねんど ねんかん ねん こうせいろうどうしょう しめ きほん
 計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間。3年ごとに厚生労働省が示す基本
 ししん ないようとう ほんえい ちゅうかん れいわ ねんど すうちもくひょう ちゅうしん みなお じっし
 指針の内容等の反映のため、中間である令和9年度に数値目標を中心に見直しを実施。

(2) **令和8年度のスケジュール案（令和7年度評価 + 指標調査に基づき目標値を設定）**

れいわ ねん がつ 令和8年3月	こうろうしょう しょうがいふくし どうおよ しょうがいじつうしよしえんとう えんかつ じっし かくほ ・厚生省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保 するための基本的な指針」告示（予定）
れいわ ねん がつ 令和8年4月	ししんないよう せいり ししん もと ちゅうかんみなお せいり ・指針内容の整理、指針に基づき中間見直しのポイント整理
がつ がつ 5月～6月	しちょうそんけいかくたんとうしゃかいぎ ししんないよう きょうゆう けいかくかいてい む ・市町村計画担当者会議（指針内容の共有、計画改定に向けて） けんいきちようせいはいぎ ししん もと ちゅうかんみなお だんたつ ・圏域調整会議①（指針に基づき中間見直しのポイント伝達） じっせきちょうさ れいわ ねんど きかん がつ がつ ・実績調査（令和7年度） ※期間5月～7月
がつ がつ 7月～8月	み こ りょうちようさ きかん がつ がつ ・サービス見込み量調査 ※期間7月～8月 ちようさ きかん がつ がつ ・アンケート調査 ※期間7月～8月 こうせいじょうにいいんかい ほうこく れいわ ねん どひょうかけつか ちゅうかんみなお ・厚生常任委員会に報告（令和6年度評価結果、中間見直し）
がつ 9月	ちようさ じっせきちょうさ み こ りょうちようさ ちようさ と ・調査（実績調査、サービス見込み量調査、アンケート調査）取りまとめ だい かいしやうがいしやせさくしんぎかい ・ <u>第47回障害者施策審議会</u> しょうちひょうか けつかとう ちようさ こうもくとう あら だ ▶ 数値評価の結果等からヒアリング調査の項目等の洗い出し ちゅうかんみなお あん たた ていしゆつ ▶ 中間見直し案の叩きを提出 けんみん ちようさきかん がつちゅうじゆん けつかこうひょう み こ ▶ 県民ニーズ調査期間（12月中旬に結果公表の見込み） こうせいじょうにいいんかい ほうこく ちゅうかんみなお あん ほうこく ・厚生常任委員会に報告（中間見直し案の報告）
がつ ～10月	しんぎかいかいさいご とうじしゃひょうか ちようさ かいし ・審議会開催後に当事者評価（ヒアリング調査）を開始
がつ がつ 10月～11月	ちようさしゆうけい ・ヒアリング調査集計 けんいきちようせいはいぎ ちゅうかんみなお まえ すうちちようせい ・圏域調整会議②（中間見直し前の数値調整）
がつ がつ 12月～1月	だい かいしやうがいしやせさくしんぎかい ・ <u>第48回障害者施策審議会</u> ちようさけつか さいしゆうひょうかあん けんとう ▶ 調査結果をもとに最終評価案を検討 ちゅうかんみなお あん ていしゆつ ▶ 中間見直し案を提出
れいわ ねん がつ 令和9年2月	だい かいしやうがいしやせさくしんぎかい ・ <u>第49回障害者施策審議会</u> さいしゆうひょうか ほうこく ▶ 最終評価の報告 ちゅうかんみなお あん ほんえい けいかくあん ほうこく ▶ 中間見直し案を反映した計画案の報告
がつ 3月	こうせいじょうにいいんかいほうこく さいしゆうひょうかほうこく ・厚生常任委員会報告（最終評価報告） ひょうかけつかおよ ちゅうかんみなお ほんえいばん こうひょう けん ・評価結果及び中間見直し反映版を公表（県ホームページ）
がつ 4月～	ちゅうかんみなお ご けいかく ・中間見直し後の計画スタート

※アンケート及びヒアリング調査は、毎年度実施予定であるが、実施規模及び対象者の選考等については引き続き要検討。

※「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の見直し」の経過について注視が必要。